

令和2年度版は4月1日からスタート! サロンや教室に参加して社会参加ポイントを貯めよう!

高齢者社会参加ポイント制度とは??

高齢者の閉じこもりを予防し、社会参加を促すことを目的とした制度で、令和元年6月からスタートしました。町内で実施しているサロン※や一般介護予防教室などに参加をすると、スタンプ帳にスタンプを押してもらえます。スタンプを貯めると、最大2,000円分のクオカードに交換ができます。(※高齢者支援課に登録している団体に限りです)

手帳の配布場所

- 東郷町役場
高齢者支援課窓口
- 東郷町内のサロン・
一般介護予防教室等
- 老人クラブ

<p>対象者</p>	<p>町内在住の満65歳以上の人であれば誰でも</p>
<p>対象事業・団体</p>	<p>一般介護予防教室およびサロン等 ※ポイント手帳に登録団体一覧が掲載されています。 ※21、22ページの介護予防事業も対象事業です</p>
<p>参加期間:令和2年度 ポイント付与期間</p>	<p>4月1日～令和3年3月31日</p>
<p>参加方法</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会参加ポイント手帳を1人1冊受け取る 2 ポイント手帳を持って、町内のサロンや一般介護予防教室等に参加する。 3 ポイント手帳にスタンプを押してもらう。(1日最大1スタンプ) 4 積極的に活動に参加しポイント手帳にポイントを貯める。 <p style="border: 1px solid green; padding: 5px; text-align: center;">ポイント (=スタンプ) 15個毎に500円のクオカードと交換できます</p>
<p>ポイントの 交換について</p>	<p>パターン1 ポイント手帳を持って東郷町社会福祉協議会2階に来所。 <所在地> 東郷町大字諸輪字北山158番地90 ☎0561・37・5411</p> <p>パターン2 ポイント交換会に参加をする。 (日程は社会参加ポイント手帳に掲載しています)</p>
<p>令和2年度ポイント 交換最終期限</p>	<p>令和4年3月31日まで</p>



◎問い合わせ 高齢者支援課 ☎0561・56・0735